

# 買って応援

## プレミアム付き商品券事業参加店募集について

地域経済の活性化、消費拡大を目的として、市内で使用できる「プレミアム付き商品券」を発行します。本商品券は市内事業者を応援するため、一般店専用券を10,000円分、大型・一般店併用券を3,000円分として発行します。

市民の皆様の協力を得て、商店・事業所の皆様を応援する商品券事業です。是非とも趣旨にご賛同いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、商品券の購入方法は、市広報4月1日号の毎戸チラシでお知らせします。

### ◆実施内容（一般販売分）◆

- 商品券発行数 40,000セット
- プレミアム率 30%
- 発行総額 5億2,000万円
- セット内容 1枚の額面は1,000円。  
1セット13枚（13,000円分）を10,000円で販売。  
（内訳）1,000円×10枚＝10,000円（一般店専用）  
1,000円×3枚＝3,000円（大型・一般店併用）
- 使用期間 令和4年5月21日（土）～令和4年10月31日（月）
- 利用可能範囲 参加店の取り扱う商品、サービス等。ただし、次のような場合は利用できません。  
○商品券を単に現金化すること、及び、これに類する行為。  
○換金性の高い物（米券、ビール券、図書カード、切手、ハガキ、宝くじ、印紙、プリペイドカード、各種商品券等）や固定費  
○タバコ
- 対象参加店
  - 市内に所在する事業所
  - 参加申込書の誓約事項に同意できる事業所
- 参加費 無料
- 換金方法 市内金融機関（群馬銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、ぐんまみらい信用組合の各支店）の営業時間内で換金。詳細は、参加店へ追って通知します。
- 換金手数料 無料
- その他
  - 大型店については、店舗面積500㎡以上の小売業をいいます。
  - 商品券の釣り銭には応じません。
- 申込方法 令和4年3月28日（月）までに裏面の参加申込書兼誓約書をご記入の上、藤岡商工会議所あてにFAX又はご持参いただきお申し込みください。

プレミアム率 30%!  
参加費 無料!  
換金手数料 無料!

#### 【問い合わせ先】

藤岡商工会議所 TEL 0274-22-1230  
FAX 0274-24-1229

# プレミアム付き商品券事業参加申込書兼誓約書

本事業の趣旨に賛同し次のとおり参加申し込みいたします。

## ◆参加店情報◆

事業所名		住所	
代表者名 又は 担当者名		電話	
店舗区分	①一般店 ・ ②大型店（大型店は店舗面積 500 m <sup>2</sup> 以上の <u>小売業</u> ）		
業種区分	※上記で①に○をつけた事業所のみ1～6のうちひとつに○をつけてください。 1. 食品小売    2. その他小売    3. 飲食業 4. 理美容業    5. その他サービス    6. バス&タクシー		
業種・取扱商品	※15字以内でご記入ください（チラシに掲載します）		
チラシ掲載用 事業所名(屋号)			
※ 業種・取扱商品／チラシ掲載用事業所名(屋号)の表記が、前回の「令和3年度事業者応援プレミアム付き商品券事業」時の掲載内容と同じで良い場合は、右枠に○をつけてください。			

## ◆誓約事項について（内容を確認の上、□にチェックしてください）◆

感染拡大への 防止対策	<input type="checkbox"/> 下記のとおり、施設・店舗での新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めます。 ・3つの「密」を避ける （換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場所） ・共同で使う物品には消毒などを行う ・こまめな手洗いの実施、手指のアルコール消毒 ・マスクの着用 ※事業者・従業員は上記を徹底するとともに、利用者に対しても協力を求めます。
反社会的勢力 排除に関する 誓約	<input type="checkbox"/> 下記に該当する事業者ではありません 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下、「暴力団等」という。）に該当する事業者。

送信先 藤岡商工会議所 FAX 0274-24-1229

受付確認欄【商工会議所使用欄】			
受付者	会員・非会員	証明書番号 (申込番号)	備考欄